

活動再開にあたっての感染防止対策について

令和 2 年 6 月 1 8 日

千葉県セーリング連盟
理事長 伊藤 亮一

緊急事態宣言の解除に伴い稲毛ヨットハーバーも再開され、各加盟団体においても活動を再開し、又は再開に向けて準備を進めていることと思いますが、活動再開にあたっては、次の J S A F のガイドラインほか、スポーツ庁のガイドラインや千葉県の要請事項も参考として十分な感染防止対策を講じられるようお願いします。

なお、ハーバー等の施設を利用する場合は、施設管理者の定める注意事項等も遵守されるようお願いします。

1 セーリング競技に関するガイドライン（J S A F）

- セーリング競技に関わる大会等再開時のガイドライン＜暫定版＞（資料 1）
- セーリング競技大会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を実現する為の実施例（資料 2）

2 スポーツ全体に関するガイドライン（スポーツ庁）

- スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（資料 3）
- スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（資料 4）
- 移行期間における都道府県の対応について（資料 5）

3 千葉県の協力要請の緩和等

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について(5月25日)
(資料 6)

4 ヨットハーバー等施設の注意事項等

- 稲毛ヨットハーバー営業再開についての利用注意事項等（資料 7）
- 稲毛ヨットハーバー利用確認書（資料 8）